

令和4年4月1日から入所・入園する 児童を募集します

申込書類は、10月1日 日金から各幼稚園で配布を開始します!

働 学校教育課学事担当 ☎72-5033

公立幼稚園



11月1日(月)~8日(月)

■保育時間

月曜~金曜日 8時30分~13時

市内在住の4歳以上の児童(田尻・大貫幼稚園は3歳 児から)

※川渡幼稚園は、園に問い合わせください。

■料金

保育料(月額):無償

※教材費や行事費、給食費などは各園で異なります。

■受付場所

入所を希望する各幼稚園

■受付時間

8時30分~16時30分

◆ 公立幼稚園一覧

施設名	住所	問合先
にじの子幼稚園	古川飯川字熊野59	☎ 26-2325
ゆめのさと幼稚園	古川荒谷字樋ノ口62-2	28-1606
鹿島台第一幼稚園	鹿島台平渡字小沢9-19	☎ 56-2660
川渡幼稚園	鳴子温泉字築沢29	☎ 84-7243
田尻幼稚園	田尻通木字新一所谷 1-1	☎ 39-1135
大貫幼稚園	田尻大貫字境36-1	☎ 39-0320



私立幼稚園



11月1日(月)~

■保育時間

各幼稚園に問い合わせください。

■対象

満3歳児~5歳児

保育料(月額):①·②·⑦無償

保育料(月額): ③~⑥月額25,700円を超える分を負

※教材費や行事費、給食費などは各園で異なります。

■受付場所

入所を希望する各幼稚園

※詳しくは、各幼稚園に問い合わせください。

◆ 私立幼稚園一覧

施設名	住所	問合先
①古川幼稚園	古川中里一丁目 3-16	2 22-0593
②純心幼稚園	古川七日町 2-13	2 22-0365
③木の実幼稚園	古川前田町 3-28	2 22-1422
④千手寺幼稚園	古川千手寺町一丁目 10-45	☎ 22-7271
⑤白梅幼稚園	古川駅東二丁目 11-2	☎ 23-0871
⑥まこと幼稚園	古川福沼三丁目 8-12	2 23-0431
⑦まとば幼稚園	古川幸町一丁目 5-10	2 3-0838





新型コロナウイルス感染症関連事業者向け支援情報

■ 大崎市新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金を支給します

® 産業商工課新産業推進担当 ☎23-7091

県の営業時間短縮要請に協力した飲食店などの事業者に対し、協力金を支給します。

■申請方法 産業商工課(市役所東庁舎2階)、各総合支所地域振興課で配布、または市ウェブサイトからダウンロード した申請書に必要事項を記入し、産業商工課(989-6188 古川七日町1番1号)に郵送(当日消印有効)

※協力要請の期間に応じて、3つの協力金の受け付けをします。制度の詳細や、申請書の記入方法については、「申請の手 引き1(申請書と一緒に配布または市ウェブサイトからダウンロード)を確認してください。

●8月20日要請分(協力要請期間:8月20日金午後8時~8月27日金午前0時)

- ■申請受付期間 9月13日月~11月12日金
- ■支給額・算定方法 売上高方式または売上高減少方式いずれかを選択

▶市ウェブサイト QRコード



【売上高方式】

【売上高方式】

当たりの売上高

250,001円以上

100,001円~25万円

10万円以下

前年度または前々年度の一日

前年度または前々年度の一日 当たりの売上高	支給額
83,333円以下	17万5千円
83,334円~25万円	一日当たりの売上高の3割×7日
250,001円以上	52万5千円

【売上高減少方式】

支給額={(前年度または前々年度の1日当たり の売上高) - (今年度の一日当たりの売上高)} ×4 割×7日

※上限額は140万円です。

28月27日要請分(協力要請期間:8月27日金午前0時~9月13日月午前5時)

- ■申請受付期間 9月13日(月)~11月30日(火)
- ■支給額・算定方法 売上高方式または売上高減少方式いずれかを選択

68万円

170万円

【売上高減少方式】 支給額={(前年度または前々年度の1日当たり の売上高) - (今年度の一日当たりの売上高)} ×4

▶市ウェブサイト QRコード

※上限額は340万円です。

❸9月13日要請分(協力要請期間:9月13日例午後8時~10月1日例午前5時)

支給額

一日当たりの売上高の4割×17日

- ■申請受付期間 10月1日 金~11月30日 火
- ■支給額·算定方法 売上高方式または売上高減少方式いずれかを選択

▶市ウェブサイト QRコード



【売上高方式】

支給額
45万円
一日当たりの売上高の3割×18日
135万円

【売上高減少方式】

割×17日

支給額={(前年度または前々年度の1日当たり の売上高) - (今年度の一日当たりの売上高)} ×4 割×18日

※上限額は360万円です。

■ 中小企業者・小規模企業者等事業継続支援金を支給します

⑥ 産業商工課景気雇用対策担当 ☎23-7091

※建設業、製造業、不動産管理業が対象に加わりました。

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入が20%以上減少している事業者に支援金を支給します。事業者は、産 業商工課または各総合支所地域振興課で配布している申請の手引きや市ウェブサイトを確認してください。

- ■支給額 一事業者当たり法人40万円、個人事業主20万円
- ■対象業種 情報通信業、運輸業、卸売業・小売業、保険業、物品賃貸業、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス 業、生活関連サービス業、教育・学習支援業、サービス業(他に分類されないもの)、建設業、製造業、不動産管理業
- ■申請方法 産業商工課(市役所東庁舎2階)で配布、または市ウェブサイトからダウンロードした申請書に必要事項を

▶市ウェブサイトQRコード

